

千葉市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月8日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第29号

千葉市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

千葉市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例（平成24年千葉市条例第96号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加え、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第4条第2号中「大学の」を「大学において」に改め、同条第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を加え、「の土木工学」を「において土木工学」に改め、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加え、同条第4号中「の土木工学」を「において土木工学」に改め、同条第6号中「大学の」を「大学において」に改め、同条第7号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を加え、「の工学」を「において工学」に改め、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加え、同条第8号中「の工学」を「において工学」に改め、同条第9号中「前号」を「前3号」に改め、「卒業後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第4条第2号の改正規定、同条第3号の改正規定（「の土木工学」を「において土木工学」に改める部分に限る。）、同条第4号及び第6号の改正規定、同条第7号の改正規定（「の工学」を「において工学」に改める部分に限る。）、同条第8号の改正規定並びに同条第9号の改正規

定（「前号」を「前3号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の第3条第8号の規定の適用については、同項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。